# 元代の〈底〉と〈的〉について

渡部

洋

示されていることからもわかる。しかし元代の「碑文集」を見ると年代が下れば下るほど〈底〉よりも〈的〉が多 、〈底〉以外に〈的〉をも合わせて使用することになる。これについては「單字解」に「底……又與的字通用」と 現代中國語の構造助詞〈的〉は唐宋の時代には〈底〉が使用されていた。その後音韻の變化からか金元代にはそ

は

じめに

きく異なっている。 は至元十七年、Bは至大四年のものであるが、これら二つの碑文の中に見られる〈底〉と〈的〉の用いられ方は大 く使われており、その使用狀況にはかなりの偏りが見られる。例えば、圖1のABは異なる年代の碑文であり、A

頻度が低くなっていることは自然な流れともいえるが、では〈底〉から〈的〉への移行狀況はどのようなものであ 明代になってからは〈的〉のみが使われ〈底〉は用いられていないことを考えれば、元代の後期に〈底〉の使用

いつ頃からほぼ完全に〈的〉に移行したのだろうか。この小論では、この點について取り上げその解明を試み

たいと思う。





元代の〈底〉と〈的〉について

二六一年 二五七年 一五三年 一五一年 二五〇年

13 2

三〇六年

三〇五年 三〇四年

0 0 0 0 1 2

三〇二年

三〇〇年

年

399

21 1 0 0 7 10 1 4 2 1 7 4 2

7 7

0

127

入矢氏が指摘されているように各碑文の年代が不正確であ

二七六年 二七九年

6 0

三〇八年

八年

1 1 0 0 0 0 1 0 0 12 0 5 0 底

186 0 7 8 8 31 6 30 9 32 6 3 2 的 集錄」と「大元聖政國朝典章」を使用した。 尙 できるかぎり 底 Þ 〈的〉の使用時の年代を知ることのできる資料が望ましいとの觀點から「元代白話碑

### 「元代白話碑集録」の 〈底〉と〈的

元代白話碑集錄」 (以後 「白話碑」と稱する) は蔡美彪氏が編纂したものであり、

た〈底〉と〈的〉の數を年代順に並べると圖2のようにな までの碑文が載せられている。この「白話碑」から抽出し 一二三三年から一三三六年

圖

西

的

西

二三八年

5

二九五年

0

二九六年

二九七年

二九八年

一四三年

三五年

4

0 2

6 底

二八四年

る。

一四七年 一四五年

年以後は〈的〉が主に使用されているということがわかる。 六年までは〈底〉と〈的〉がほぼ併用され、翌年一二九七 〈底〉が主として用いられ、その後一二六八年から一二九 圖2を見ると一二二三年から一二六一年までの間 では

八年ごろに始まったことになる。しかしこの「白話碑」は の點のみから言えば〈底〉から〈的〉への移行は、一二六 この年を境に〈的〉が優勢となり、一二九七年以後にお ては〈底〉はほとんど見られなくなっているのである。こ つまり、〈底〉は一二六一年ごろまでは優勢であったが、

話碑」で得られた結果も踏まえた上で元代の〈底〉と〈的〉について考えて見ようと思う。 は無理がある。そこで次の「大元聖政國朝典章」(以後「元典章」と稱する)の調査結果についても檢討を加え、「白 碑」に收められている碑文は敷の點でも十分な量を有しているとはいえず、これのみをもって移行期を斷定するに るなど文字表記への注意を缺くところがあり、そのまま「白話碑」の數字を信じることはできない。(8)

## 二「元典章」の〈底〉と〈的〉

整理したところ圖3に示す結果が得られた。尙、勅令及び判決例を一括して以後法文書と記すことにする。 判決例が收められており、 「元典章」は正式には「大元聖政國朝典六十卷」・「新集至治條例不分卷」を指す。この資料には膨大な勅令や 各勅令、判決例にそれぞれ年號が記されている。この資料の中の〈底〉と〈的〉を調査

延祐五年には15件以上となり、延祐七年には更にそれが30件以上と〈底〉に代わるものとなっている。 元二十八年ごろにはその勢いがほぼ〈底〉と互角或はより優勢な位置を占めるようになったことが見てとれる。元 合も見られるようになってくる。このことから、〈的〉は至元十七年ごろから次第に多く使われるようになり、 或は3件のみであった法文書數が至元十七年ごろから徐々にその數を増やし、至元二十八年以降には10件以上の場 では頻繁に使われていたことがわかる。但し〈的〉のみが2例以上ある○印について見ると、至元十六年まで2件 中統一年から元貞二年までは●▲■等の〈底〉の見られる法文書が數多く見受けられ、〈底〉が元貞二年ごろま 底 のある法文書は激減し、 それとは逆に (的) のあるものはますます増加傾向を強め、

至元	至元	至元	至元	至元	至元	至元	至元	至元	至元	至元	中統	中統	中統	中統	中統	年							
十八年	十七年	十六年	十五年	十四年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	一年	五年	四年	三年	二年	一年	號
	1	3	3		1			1	2	2	2		1					_		1		1	•
1		4	2	2	1	1	1					2									1		4
					2			1	4	6	2	1	2							1			
3	5			2				2			3	2		1	1	2					1		C
1							1		2	2			2		2			1		1	1		1
大德	大德	大德	大德	大德	大德	元貞	元貞			至元三			至元二	至元二	至元	至元二	至元二	至元二	至元二	至元二	至元	至元	年
六年	五年	四年	三年	二年	一年	三年	二年	一年	十二年	二十一年	三十年	十九年	十八年	十七年	十六年	一十五年	十四年	十三年	十二年	一十一年	二十年	十九年	别
							1	2		2	1	7					-	1	1		2		•
				4			1	3		3	3	4	1			1		5	6	3	2	2	A
	1	-	1	3	5		1				1	2	1				3	2	3	4	2	1	
11	9	6	6	7	5	1		6	1	6	14	14	12	2	2	5	7	6	3	5	3	5	C
1	3		1				2	2			1	2				1	1	1		1			_
	至治	至治	延祐	延祐	延祐	延祐	延祐	延祐	延祐	皇慶	皇慶	皇慶	至大	至大	至大	至大	大德	大德	大德	大德	大德	大德	年
	二年	一年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	一年	三年	<u>一</u> 年	一年	四年	三年	一年	一年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	别
																							•
														1					1			1	4
			1	1	1	1	2						1			4		2				1	
	1	4	30	15	9	16	9	7	3	1	12	12	15	5	4	12	1	9	3	3	9	9	(
			4	4	1		1	1			2	3	1					3	1			4	1

●:〈底〉のみが2例以上ある法文書 ○:〈的〉のみが2例以上ある法文書 ▲:〈底〉が2例以上あり〈的〉もある法文書 △:〈的〉のみが1例ある法文書 ■:〈底〉が1例ある法文書

### まとめ

「白話碑」と「元典章」の 〈底〉と〈的〉 に關する調査結果を比べて見ると幾つかの一致點が見られる。

「元典章」において〈底〉 二九六年であるが、「白話碑」でも一二九六年まで〈底〉を多數確認できる。 のみ2例以上ある法文書を表す●印は元貞二年まで見られる。元貞二年は西暦

「元典章」の中で〈的〉のみ2例以上ある法文書を表す○印は至元十七年よりその數を増やしている。 十七年は西暦一二八○年。「白話碑」でも一二八○年以降〈的〉の用例が急激に增加している。

「元典章」において〈底〉のみ2例以上ある法文書を表す●印は元貞三年以後は見られない。また元貞三年 しており、逆に〈的〉の用例が急激に増加している。 曆一二九七年であるが、「白話碑」でも〈底〉は一二九七年以降1例あるかどうかといった程度にまで減少 以後は〈的〉のみ2例以上の○印がどの年もほぼ5件以上と多く、かなりの數に上っている。元貞三年は西

る。 以上の一致點及び「元典章」の狀況から元代における〈底〉と〈的〉については次のようにまとめることができ

|年(|二九六年) ごろには、(的) 〈底〉は元代の初めは優勢であったが、年代が下るにつれてその勢いにも陰りが見られるようになり、元貞 の方が〈底〉よりも多用されるようになった。

B、元貞三年以後〈底〉の使用頻度は低下し、至大年間(一三〇八年~一三一一年)には、ほとんど〈底〉 から

底〉から 的) への移行狀況や移行時期などはある意味小さな問題であり、それをある程度特定できたからと

って何か大きな成果につながるとは限らない。 しかし佐藤氏も述べられているように資料の出版時期や出版時に

手が加えられたかどうか等資料の成立時期や出版時期を知る大きな手がかりとなる可能性は否定できない。

ていることから 例えば、香坂氏は 〝 董解元の生きた時代を一一九○年~一二○八年と推定すれば闘漢卿の生存時代一二一○年 (底) から〈的〉 への移行に關し、 關漢卿の作品に (底) が使われておらず〈的〉 一され

能性が浮かび上がってくる。 らも使われていたことを考えれば、 年間に移行が行われたことに間違いはないものの、元貞二年(一二九六年)ごろまで〈底〉がその勢いを失い ○○年、約一○○年の間に 底 は 関漢卿の作品についてはむしろ後に人の手が加えられたのではないかという可 〈的〉に移行したことにもなる。』と述べられているが、確かにその約 0 なが

〈底〉と〈的〉について されているが、 研究」の語彙索引に載せられている〈跟〉は原文では また、 明代の墳墓中より發掘された成化年間刊行の 拙論の檢討結果だけから言えば、この「花關索傳」は大德或は元貞以前のものとなる。「花關索傳出論の檢討結果だけから言えば、この「花關索傳」は大德或は元貞以前のものとなる。「花關索傳 「花闘索傳」には構造助 〈根〉になっており、 これは文字を輕率に扱っている表わ 詞 (底) が 13 例、 的 が3例 確認

察もまたこうした判斷を下す際の一つの根據となることは間違いない。(四) が述べられているように元代のテキストの重刊本である可能性が高く、そうであるならば、〈底〉 的》 に関する考

れであろうかと思うが、元代では

(跟)

は使わず〈根〉を用いるということを考えれば、この「花闘索傳」は金氏

今回は (底) 的 移行に至った背景や原因などを探る取り組みを續けていきたいと思う。 の使用狀況及び移行時期に焦點を絞って考察を進めたが、 今後も引き續きこうした調査檢討

を積み重ねながら、

元代の

た。

尙、 この拙論の後に「元典章」において〈底〉と〈的〉 が使われている勅令及び判決例の頁數を載せることにし

### 註

- (1) 太田辰夫『中國語歴史文法』(昭和五十六年 朋友書店)三五五頁
- (2) 香坂順一『《水滸》語彙の研究』(一九八七年 光生館)四三頁
- 3 「單字解」(『老乞大諺解・朴通事諺解』一九七八年 聯經出版事業公司 三九七頁
- 4 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』(一九九○年 中州古籍出版社)上八○頁、下一二頁
- 5 別しなかった。 今回は 〈底〉と〈的〉の移行狀況、移行時期を解明するための檢討であったため構造助詞と〈得〉に當たる助詞とを區
- 6 ることができる。 判決例に〝延祐二年江西行省准中書省咨……〟といったように年號が記載されており、各法文書ごとにその年代を特定す 『元代白話碑集録』では著者の蔡美彪氏が各碑文に西曆の年代を記載している。『大元聖政國朝典章』では各勅令及び
- (7) 蔡美彪『元代白話碑集錄』(一九五五年 科學出版社)
- 8 入矢義高「蔡美彪氏編元代白話碑集錄を讀む」(一九四二年 『東方學報』二六册)
- 9 ントで、頁數が記されている。拙論に記載した勅令及び判決の頁數はこれに依る。 使用したテキストは景印元本『大元聖政國朝典章』(『善本叢書』影印本 一九七六年 國立故宮博物院印行)のリプリ
- 10 うなかった。 『元典章』の中には少數ではあるが、年號のわからない法文書がある。圖3の作成にあたってはそれらの法文書は使用
- 11 佐藤晴彦「元明期の文字表記―〈個〉 の出現をめぐって―」(二〇〇〇年 『神戶外大論叢』第五一卷
- (12) (2)四六九頁
- 13 古屋昭弘「説唱詞話『花關索傳』と明代の方言」(一九八九年汲古書院『花闊索傳の研究』八〇頁)

(14) 金文京「I 解説篇」(『花閼索傳の研究』六頁)

「元典章」において〈底〉と〈的〉が使われている勅令及び判決例頁數

〈底〉のみが2例以上見られる勅令及び判決例

一六八 二八九 五二五 五二七 七四一 八四五 八九四 九一一 九二八 一〇四三 一〇五三 一一六一 五六六 一五七九 一六五二 一六六九 一八五七 一八七九 一九三七 一九七七 二〇七四 二一四四二四九 一二五〇 一三六八 一三七三 一三九四 一四三五 一四七〇 一四九四 一五五五 

〈底〉が2例以上あり〈的〉も見られる勅令及び判決例

九一九 九九二 一〇四〇 一〇五四 一〇七三 一一五七 一一九五 一一九九 一二四二 二二七一 一三〇二 二二三 二六八 二六九 二八八 三六一 三八一 三八三 四〇七 七一九 八一五 八三四 八五〇 八五九 一八六五 一八七四 一九一 一〇六九 二十二五 二十七五 二二十一 二三二二 二三五〇一四四二 一四七八 一四八一 一四八一 一四八三 一五〇七 一五五六 一五六二 一六四四 一四二三 一四一八 一四二六 一五六二 一六四四 一八一五 

底 が1例見られる勅令及び判決例

111七二 111七七 二四七 二九〇 三七一 三八五 三〇二 一三一六 一三九四 二〇六〇 二一七五 一四一六 一四一六 四一六 二二〇二 二三九 

# 〈的〉のみが2例以上見られる勅令及び判決例

匹五 二九一 二九二 一云八五 六五 二五八五 五 四九九四 四 四 五 — 三 <u>=</u> 一 八 一四五八 五六六 五九〇 <u>#i.</u> () () ○五五五 九六三 九六五 一〇七三 一〇八五 

的

のみ

が1例見られる勅令及び判決例

-兀 1 11111111 三 五 一回一〇 <u>=</u> <u>=</u> <u>=</u> . \_ 一〇民 

一 0六 HIHIT |||七0 [ [1] ]] | | | 

大谷大學助教授)